

R7年度提案		回答、状況等
2①	<p>2 新たな資源管理措置等</p> <p>①自主的な資源管理の評価</p> <p>新たな資源管理の検討に当たっては、TACのみを前提とすることなく、漁業者が実施している自主的な資源管理の妥当性や効果を的確に評価した上で、当該管理手法が十分効果を発揮している魚種については、漁獲量管理に固執せず、自主的な資源管理で対応するよう配慮すること。また、ロードマップ等に示されているスケジュールにこだわらず、精度の高い資源評価や生態解明、資源量・再生産の分析・評価を行うこと。資源量推定のための十分な情報と精度が得られない魚種や、数量管理が困難又は適さないと判断される魚種については、数量管理を行わないなど、<u>ステークホルダー会議で丁寧な説明、議論を尽くし、地域の実情に見合った内容で進めること。</u></p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 漁業法に基づく資源管理においては、持続的に生産可能な最大の漁獲量(MSY)を実現する資源量水準の達成を目標とし、TACによる管理を基本としつつ、稚魚の生育その他の水産資源の再生産が阻害されることを防止するために必要な場合には、漁業時期又は漁具の制限その他の漁獲可能量による管理以外の手法による管理を合わせて行うものとしている。</p> <p><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">内容変更</span></p> <p>2 漁業者により行われている自主的管理は、地域の実態に応じて様々な取組が行われているなど重要なものであり、法に基づく資源管理協定として、数量管理との組み合わせにより、より効果的な資源管理措置としていくこととしている。</p> <p><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">継続</span></p> <p>3 また、現時点で利用可能な最善の科学情報を踏まえ、系群毎に資源評価を実施しており、この結果に基づき資源管理を行っているところであり、新たなTAC資源の拡大は、<u>資源評価の進捗状況、漁業経営や地域経済上の重要性、資源の動向等を踏まえ、優先度に応じて推進し、関係漁業者との丁寧な意見交換を踏まえ、管理の段階的導入(ステップアップ方式)により課題解決を図りながら進めてまいりたい。</u></p> <p><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">内容変更</span></p>
2②	<p>②TAC対象魚種追加の慎重な議論</p> <p>TAC対象魚種の追加は漁業者に大きな影響を与えることが懸念されることから、漁業者の意見を十分に聴き、種々の課題に対する具体的な解決策を示しながら、関係者の理解を得た上で、資源状況、漁業実態、経済価値のみならず対象魚種の放流技術開発状況や休漁補償等の影響緩和策と併せて慎重に議論すること。</p> <p>また、数量管理が困難もしくは適さないと判断される魚種をTAC対象とすることへの漁業者等の疑問・疑念を真摯に受け止め、<u>ステップアップ期間中に、丁寧に議論し、漁業者の十分な理解を得た上で慎重に進めること。</u></p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 新たなTAC資源の拡大は、<u>資源評価の進捗状況、漁業経営や地域経済上の重要性、資源の動向等を踏まえ、優先度に応じて推進し、関係漁業者との丁寧な意見交換を踏まえ、管理の段階的導入(ステップアップ方式)により課題解決を図りながら進めてまいりたい。</u></p> <p><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">内容変更</span></p> <p>2 <u>資源管理は、適切な水準に資源を回復・維持することにより、中長期的に漁獲してもいい量を増やして、漁業者の所得を向上させるために実施するものであり、こうした目標を目指す過程で一定以上の減収が生じるような場合には、適切に資源管理を行う方に対して、漁業収入安定対策事業によりその減収を補填するなどの支援策を講じることで、適切な資源管理の推進と、短期的に生じる収入減への支援の両立を図っている。</u></p> <p><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">内容変更</span></p>

R7年度提案		回答、状況等
2③	<p>③漁業経営に配慮した漁獲管理</p> <p>複数魚種を同時に漁獲する漁法では、魚種ごとに漁獲管理の必要性を十分に検討し、例えば数量管理の対象は主要魚種に限定し、混獲魚種の漁獲の積み上がりにより主要魚種の操業に制限がかからないようにするなど、漁業実態に適した管理手法を示すこと。</p> <p>資源管理の強化に当たっては、中小零細な沿岸漁業者の経営に十分配慮するとともに、やむを得ず減収等が生じた場合は、経営を維持するために十分な対策を講じること。</p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 資源ごとにTACを設定し、管理する現在の方法では、魚を選択して獲ることが難しい漁業では、漁獲される資源の中で最も資源状態が悪い資源に合わせた管理になり、過度に非効率な漁業になるリスクがあることは、TAC管理を進めていく上での課題であると認識している。</p> <p>2 ご指摘の混獲の対応を含め、令和6年3月に策定した「資源管理の推進のための新たなロードマップ」において、TAC管理を円滑に進めるまでの課題について、各資源の特性や漁業の実態を踏まえて、漁業関係者と協力しながら解決を図ることとしており、TAC管理のステップアップ期間も活用して、資源ごとにどのような工夫が可能かを引き続き検討してまいりたい。</p> <p>V-2②参照</p>
2④	<p>④地域産業の成長対策の具体化</p> <p>漁獲量の規制は漁業機会の減少が伴うため、新規参入者や若手漁業者の確保につながり、水産加工業や観光業を含めた地域全体の産業を守る成長対策を具体化すること。</p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 我が国の漁業を持続的に発展させ、地域全体の産業を成長産業化していくためには、新規就業者の確保とその定着を図り、年齢バランスのとれた就業構造としていくとともに、水産加工業の支援や海業の振興等による漁村の活性化していくことが重要である。</p> <p>2 このため、新規就業者対策については、現在、水産庁として就業希望者が経験ゼロからでも漁業に就業できるよう、就業相談会の開催や漁業学校等で学ぶ者への就業準備資金の交付、漁業現場での長期研修等を切れ目なく支援している。</p> <p>3 また、水産加工業に対しては、地域の水産物を活用して生産・加工・流通業者が連携して行う原材料転換や新商品開発等の「売れるものづくり」に向けた取組を支援している。</p> <p>4 加えて、水産庁は、高い鮮度の水産物、漁業体験、独自の風景や歴史といった地域資源の価値や魅力を活かした海業を推進し、水産物の消費増進や交流の促進を図ることで、漁村地域の所得向上と雇用機会の確保につなげ、漁村の持続的な発展を目指すこととしている。</p> <p>そこで、海業の振興に向けた取組として、</p> <p>① 漁港において海業に取り組みやすくなるよう、漁港漁場整備法の改正(令和6年4月施行)による漁港施設等活用事業の創設</p> <p>② 地域が海業に一步を踏み出すための立ち上げに必要な実証調査等を支援する海業振興支援事業の創設</p> <p>③ 海業振興の先行事例を創出し、広く普及を図っていくため「海業の推進に取り組む地区」の公表(全国86地区)、これらの地区に対して助言や情報提供</p> <p>④ 海業振興に取り組む方々に向けた海業振興総合相談窓口(海業振興コンシェルジュ)の設置</p> <p>等に取り組んでいるところであり、引き続き、海業の全国展開を推進してまいりたい。</p>
2⑤	<p>⑤正確な漁獲量を把握する仕組み</p> <p>TAC魚種が漁協共販などの既存の管理体制を通さない場合でも、漁獲→水揚→流通→消費の経路の監視により、正確な漁獲量を把握し、漁獲報告に遺漏がない仕組みを整えること。</p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 漁獲物が産地市場を通らずに流通する事例については、一義的には漁業者本人からしっかりと報告を行ってもらうことが必要であり、都道府県によっては、電子的に報告するためのアプリケーションを作成し、正確な漁獲量の集計に努めているところである。</p> <p>2 流通経路については、資源ごとに様々であることから、新しいTAC資源については、「TAC管理のステップアップ」のステップ1の期間において実態を把握し、関係都道府県等と協力しながら、より正確な漁獲量把握の体制整備を進めてまいりたい。</p>

R7年度提案	回答、状況等
<p>2⑥ ⑥定置網等の特性に応じた数量管理技術開発 定置網漁業の特性に応じた資源管理型の選択性の高い漁具や、混獲される稚仔魚や小型魚を極力削減する技術について、国を中心に開発するとともに、新技術開発後は、普及が促進されるよう、適切な支援策を設けること。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">継続</div>	<p>【水産庁】</p> <p>1 令和3年度から水産庁補助事業「定置網漁業等における数量管理のための技術開発事業」において、特定の魚種が入網しているかどうかを陸上で確認できるようにする技術や、入網した魚を光で誘導し外に逃がす技術などを開発中である。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">継続</div> <p>2 引き続き、技術の開発を推進するとともに、事業実施団体等を通じて開発した技術の普及に努めてまいりたい。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">継続</div>

## VI 外国漁船問題等について

### R7年度提案趣旨

近隣諸国との間には、政府間や民間で様々な協定の締結や交渉等が行われ、漁業秩序の確立のための努力が続いているですが、竹島の不法占拠、尖閣諸島に対する不当な干渉等により、我が国の排他的経済水域、暫定水域等において近隣国との大きな問題が続いています。

我が国の排他的経済水域内における韓国、中国、台湾漁船による違法な操業が常態化しており、中国のサンゴ密漁船や韓国漁船が漁場に放置したサンゴ網やカニかご等の投棄漁具が漁場の荒廃や資源の減少を招くなど極めて大きな問題となっています。

我が国いか釣り漁船が集魚したイカを漁獲するなど外国漁船の違法操業の影響に加えて、スルメイカ資源の減少もあいまって、いか釣り漁船の経営は非常に厳しい状況となっています。

分布域に暫定水域を含む魚種では、関係国が足並みを揃え、漁業秩序の確立と資源管理を行う体制作りがTAC魚種拡大の議論の前に必要との意見が出されています。

外国漁船は、資源管理の必要性を理解せず、貴重な漁業資源を毀損するとともに、漁具の切断や廃漁具の投棄などの粗暴な行為を繰り返し、我が国の漁業の持続的発展に対する深刻な脅威となっているだけでなく、悪質な当て逃げ事故、衝突事故まで発生させ、漁業者の安全をも脅かす危険な存在となっています。

加えて、北朝鮮による弾道ミサイルは令和4年以降はこれまでにない頻度で発射され、令和5年6月15日に発生した事案においては、べにずわいがにかご漁業者の操業する海域付近に落下しており、一歩間違えれば大惨事となつた可能性がありました。海で操業する全ての漁業者とその家族は、安全操業に対する不安を抱くとともに強い憤りを感じています。

つきましては、我が国の漁業者が安心して漁業を続けていくために、次の事項について要望いたします。

R7年度提案		回答、状況等
1 1 竹島の領有権確立と排他的経済水域の境界画定 竹島の領土権を早急に確立し、排他的経済水域の境界線を画定することにより、暫定水域を撤廃すること。 境界線が画定するまでの間、暫定水域内の漁業秩序及び資源管理方策を早急に確立すること。併せて、漁場交代利用及び海底清掃について、 <u>民間での合意内容が履行されていない現状を踏まえ、国が調整すること。</u>	<p><b>【水産庁】</b> 1 竹島の領有権についての我が国の立場は一貫しており、竹島問題に関し、国際法にのっとり、平和的に解決するため、適切な外交努力が行われるとともに、排他的経済水域の境界の画定については、外交当局間で交渉の進展が図られるよう、外務省と連携を図ってまいりたい。</p> <p><b>【外務省】</b> 竹島は、歴史的事実に照らしても、かつ国際法上も明らかに我が国固有の領土であり、我が国はこの問題に関し、国際法にのっとり、冷静かつ平和的に解決する考え。 排他的経済水域の境界画定の問題は、我が国の主権的権利等に関わる極めて重要な問題と考えている。 今後も双方にとって受け入れ可能な合意が得られるよう努めていく考え。 <u>暫定水域内の問題については、これまで外務省としても韓国政府に対し、問題解決に向けた働きかけを行っている。今後とも、しっかりと取り組んでいく。</u></p>	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">継続</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">継続</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">内容変更</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">内容変更</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">内容変更</span>

2①	<p>2 漁業協定等の見直し・暫定水域等の操業秩序確立と資源管理</p> <p>①日台漁業取決め適用水域の一部縮小と協議対象水域の拡張抑制</p> <p>日台漁業取決め適用水域内から、「東経125度30分より東の水域」及び「八重山北方三角水域」を除外するとともに、我が国の經濟水域内においては、取決め適用水域を除いて台湾漁船の操業を一切認めないこと。</p> <p>また、先島諸島の南側の水域等、取決め適用水域の拡大については、今後一切、協議の対象としないこと。</p>	<p><b>【水産庁】</b></p> <p>1 日台民間漁業取決めに関し、水域の見直し等の御要望については重く受け止めているが、まずは、操業ルールの適切な実施を確保し、関係漁業者が、台湾漁船とのトラブルなく安心して操業できるよう、全力を尽くしてまいりたい。</p>
		<p>2 なお、先島諸島の南側水域など、取決め適用水域の拡大について、台湾側と協議するつもりはない。</p>
		<p><b>【外務省】</b></p> <p>日台民間漁業取決めに関し、<u>適用水域に関する御指摘</u>については重く受け止めている。<u>本年(2025年)1月に東京で日台漁業委員会が開催され、2025年漁期の操業ルールについて漁業者の方々も交えて粘り強く交渉を行った結果、日本漁船が操業する水域への台湾漁船の漁具流出を抑止するための台湾側の措置を明確に規定することで一致したと承知</u>。まずは、今回一致した操業ルールが適切に実施され、漁業者の方々の操業の安全が確保されるよう、関係省庁と連携しつつ、全力を尽くしたい。</p> <p>取決め対象外の水域について、本取決めの対象として協議すべきではないと考えているが、いずれにせよ、政府としては、同委員会での協議等を通じ、操業ルールの適切な実施の確保及び改善が図られるよう、引き続き全力を尽くしたい。</p>
2②	<p>②日台漁業取決め適用水域内の安全操業確保と台湾漁船のPI保険加入の義務化</p> <p>日台漁業取決め適用水域内において、日本漁船が安全に操業できる水域の拡大に努めることや操業隻数制限等、資源管理措置に関する協議を進めることに加え、台湾漁船のPI保険への加入義務化を促すこと。</p>	<p><b>【水産庁】</b></p> <p>1 日台民間漁業取決め適用水域における日本漁船の操業については、操業ルールの必要な見直しと適切な実施の確保により、台湾漁船とのトラブルなく安心して操業できることが重要と認識している。</p> <p>2 本年<u>1月</u>の日台漁業委員会では、<u>操業ルールが6年ぶりに見直され、八重山北方三角水域の日本漁船が操業する水域への台湾漁船の漁具流出を抑止するための台湾側の措置が明確に規定された</u>。</p> <p>3 今後とも、関係漁業者と十分に意見交換しながら、<u>日本漁船が台湾漁船とのトラブルなく操業できるよう、台湾との協議に取り組んでまいりたい</u>。</p> <p><b>【外務省】</b></p> <p>VI-2①参照</p>

2③	<p>③韓国漁船の操業規制と日韓暫定水域の操業秩序確立 韓国のはえ縄漁船は、我が国漁船と漁場競合しており、我が国のEEZ内における操業を禁止し、取締強化により我が国漁船の安全操業を確保すること。</p> <p>日韓暫定水域内においては、韓国漁船による漁具被害に対して韓国政府に対し操業秩序や操業ルールを厳守させるよう要請するとともに、効果の高い資源回復・管理対策を講じること。また、海底清掃に係る民間合意への積極的な関与と、海底清掃の実施後も、回収しきれない放置漁具が漁場に残っていることから、十分回収できるよう事業を拡充すること。</p> <p>ベニズワイガニなど分布域に暫定水域を含む魚種では、関係国が足並みを揃え、漁業秩序の確立と資源管理を行う体制作りがTAC魚種拡大の議論の前に必要であることから、日韓関係改善の動きを捉え、漁業秩序確立と実効性のある資源管理体制の確立に向けた協議を進めること。</p> <p>また、分布域に暫定水域を含む魚種の適切な資源管理のため、両国が連携し、調査を実施する体制を整えること。</p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 水産庁では、韓国漁船の違法操業を防止するため、違反が頻発する九州・山陰海域に漁業取締船を配備し、<b>我が国の許可が必要な</b>水域への侵入防止を図っているところであり、引き続き、我が国漁船の安全な操業の確保に努めてまいりたい。</p> <p>2 暫定水域における資源管理や操業秩序の問題については、<b>これまでも韓国政府に対し、強い姿勢で問題の解決に向けて働きかけているところ。</b>引き続き、しっかりと取り組んでまいりたい。</p> <p>3 また、海底清掃に係る事業については、今後も暫定水域等において外国漁船の影響を受けている関係漁業者への支援を継続していく必要があると認識しております、引き続き、必要な額を確保できるよう努力してまいりたい(VI-4と同旨)。</p> <p>4 また、分布域に暫定水域を含む魚種について、我が国としても暫定水域を含めた日本海の資源調査を実施してきたところ。資源評価等に関する関係国との連携強化は重要であり、可能なものから取り組んでまいりたい。</p>	<p>【水産】</p> <p>現在、日韓漁業協定との関係では、①韓国漁船による違法操業が後を絶たないこと、②日本海のいわゆる北部暫定水域において、韓国漁船がズワイガニ漁場を事実上占拠していることにより、日本漁船が操業できない状況が続いていることが大きな問題となっている。</p> <p>このため、2016年7月以降、相互入漁を一時的に中断し、韓国側に強く対応を求めてている。</p> <p>これらの問題の解決を目指して、外務省としても引き続きしっかりと取り組んでいく。</p>	<p>【外務】</p> <p>現在、日韓漁業協定との関係では、①韓国漁船による違法操業が後を絶たないこと、②日本海のいわゆる北部暫定水域において、韓国漁船がズワイガニ漁場を事実上占拠していることにより、日本漁船が操業できない状況が続いていることが大きな問題となっている。</p> <p>このため、2016年7月以降、相互入漁を一時的に中断し、韓国側に強く対応を求めてている。</p> <p>これらの問題の解決を目指して、外務省としても引き続きしっかりと取り組んでいく。</p>	
		<p>【水産】</p> <p>現在、日韓漁業協定との関係では、①韓国漁船による違法操業が後を絶たないこと、②日本海のいわゆる北部暫定水域において、韓国漁船がズワイガニ漁場を事実上占拠していることにより、日本漁船が操業できない状況が続いていることが大きな問題となっている。</p> <p>このため、2016年7月以降、相互入漁を一時的に中断し、韓国側に強く対応を求めてている。</p> <p>これらの問題の解決を目指して、外務省としても引き続きしっかりと取り組んでいく。</p>	<p>【外務】</p> <p>現在、日韓漁業協定との関係では、①韓国漁船による違法操業が後を絶たないこと、②日本海のいわゆる北部暫定水域において、韓国漁船がズワイガニ漁場を事実上占拠していることにより、日本漁船が操業できない状況が続いていることが大きな問題となっている。</p> <p>このため、2016年7月以降、相互入漁を一時的に中断し、韓国側に強く対応を求めてている。</p> <p>これらの問題の解決を目指して、外務省としても引き続きしっかりと取り組んでいく。</p>		
2④	<p>④中国漁船の日中暫定水域やEEZ内の操業秩序確立とサンゴ網対策</p> <p>中国については、日中暫定水域において我が国の漁船が安心して操業できるよう、中国漁船に操業条件を遵守させ、今後とも一切の中国漁船の操業水域を設定しないこと。</p> <p>さんご網漁業に対する取締りを可能にする体制の構築、中国国内法においても禁止されているさんご網漁業の再発防止、放置されたサンゴ網除去による漁場回復対策の充実、強化をすること。</p> <p>また、北緯27度以南の海域について、日中漁業共同委員会の協議の対象となるよう日中漁業協定を見直すとともに、中国虎網漁船の侵入を抑止する対策を講ずること。</p>	<p>【水産】</p> <p>1 日中暫定措置水域および北緯27度以南水域における中国漁船の操業については、まずは、現行の日中漁業協定の枠組みの下、日中当局間の様々なルートを活用しつつ、問題提起を行い、中国側に適切な対応を求めてまいりたい。なお、北緯27度以南水域については、日中漁業共同委員会の協議対象と位置づけられている。</p> <p>2 中国さんご船による密漁は根絶すべきものであり、水産庁は中国さんご船船長を令和4年12月に漁業主権法違反で逮捕したところ。引き続き適切な取締りを行ってまいりたい。日中暫定措置水域等で中国さんご船を視認した場合は、中国当局に対して通報の上対処を求める等、さんご船根絶に向けた取組を進めてまいりたい。</p> <p>また、さんご網の除去など海底清掃に係る事業については、今後も外国漁船の影響を受けている関係漁業者への支援を継続していく必要があると認識しております、引き続き、必要な額を確保できるよう努力してまいりたい(VI-4と同旨)。</p>	<p>【外務】</p> <p>日中漁業協定に関し、御指摘については重く受け止めており、政府部内でもしかるべき共有したい。頂戴した御意見も踏まえ、漁業者の皆様が安心して持続的に操業が行えるよう、引き続き、日中漁業関係の個別具体的な問題について、<b>二国間当局間</b>のルートを通じてしっかりと対応していく。</p>	<p>【水産】</p> <p>1 日中暫定措置水域および北緯27度以南水域における中国漁船の操業については、まずは、現行の日中漁業協定の枠組みの下、日中当局間の様々なルートを活用しつつ、問題提起を行い、中国側に適切な対応を求めてまいりたい。なお、北緯27度以南水域については、日中漁業共同委員会の協議対象と位置づけられている。</p> <p>2 中国さんご船による密漁は根絶すべきものであり、水産庁は中国さんご船船長を令和4年12月に漁業主権法違反で逮捕したところ。引き続き適切な取締りを行ってまいりたい。日中暫定措置水域等で中国さんご船を視認した場合は、中国当局に対して通報の上対処を求める等、さんご船根絶に向けた取組を進めてまいりたい。</p> <p>また、さんご網の除去など海底清掃に係る事業については、今後も外国漁船の影響を受けている関係漁業者への支援を継続していく必要があると認識しております、引き続き、必要な額を確保できるよう努力してまいりたい(VI-4と同旨)。</p>	<p>【外務】</p> <p>日中漁業協定に関し、御指摘については重く受け止めており、政府部内でもしかるべき共有したい。頂戴した御意見も踏まえ、漁業者の皆様が安心して持続的に操業が行えるよう、引き続き、日中漁業関係の個別具体的な問題について、<b>二国間当局間</b>のルートを通じてしっかりと対応していく。</p>
		<p>【水産】</p> <p>1 日中暫定措置水域および北緯27度以南水域における中国漁船の操業については、まずは、現行の日中漁業協定の枠組みの下、日中当局間の様々なルートを活用しつつ、問題提起を行い、中国側に適切な対応を求めてまいりたい。なお、北緯27度以南水域については、日中漁業共同委員会の協議対象と位置づけられている。</p> <p>2 中国さんご船による密漁は根絶すべきものであり、水産庁は中国さんご船船長を令和4年12月に漁業主権法違反で逮捕したところ。引き続き適切な取締りを行ってまいりたい。日中暫定措置水域等で中国さんご船を視認した場合は、中国当局に対して通報の上対処を求める等、さんご船根絶に向けた取組を進めてまいりたい。</p> <p>また、さんご網の除去など海底清掃に係る事業については、今後も外国漁船の影響を受けている関係漁業者への支援を継続していく必要があると認識しております、引き続き、必要な額を確保できるよう努力してまいりたい(VI-4と同旨)。</p>	<p>【外務】</p> <p>日中漁業協定に関し、御指摘については重く受け止めており、政府部内でもしかるべき共有したい。頂戴した御意見も踏まえ、漁業者の皆様が安心して持続的に操業が行えるよう、引き続き、日中漁業関係の個別具体的な問題について、<b>二国間当局間</b>のルートを通じてしっかりと対応していく。</p>	<p>【水産】</p> <p>1 日中暫定措置水域および北緯27度以南水域における中国漁船の操業については、まずは、現行の日中漁業協定の枠組みの下、日中当局間の様々なルートを活用しつつ、問題提起を行い、中国側に適切な対応を求めてまいりたい。なお、北緯27度以南水域については、日中漁業共同委員会の協議対象と位置づけられている。</p> <p>2 中国さんご船による密漁は根絶すべきものであり、水産庁は中国さんご船船長を令和4年12月に漁業主権法違反で逮捕したところ。引き続き適切な取締りを行ってまいりたい。日中暫定措置水域等で中国さんご船を視認した場合は、中国当局に対して通報の上対処を求める等、さんご船根絶に向けた取組を進めてまいりたい。</p> <p>また、さんご網の除去など海底清掃に係る事業については、今後も外国漁船の影響を受けている関係漁業者への支援を継続していく必要があると認識しております、引き続き、必要な額を確保できるよう努力してまいりたい(VI-4と同旨)。</p>	<p>【外務】</p> <p>日中漁業協定に関し、御指摘については重く受け止めており、政府部内でもしかるべき共有したい。頂戴した御意見も踏まえ、漁業者の皆様が安心して持続的に操業が行えるよう、引き続き、日中漁業関係の個別具体的な問題について、<b>二国間当局間</b>のルートを通じてしっかりと対応していく。</p>

<p>2⑤ ⑤対ロシア漁業の操業機会の確保</p> <p>北海道では、<u>日ソ地先沖合漁業協定をはじめ</u>、ロシア連邦との4漁業協定に基づく漁業が行われているが、<u>その内の1つである「北方四島周辺水域操業枠組協定」に基づく操業は、令和5年1月以降、ロシアが政府間協議に応じないことにより出漁できない状況が続いている。</u></p> <p><u>対ロシア漁業は、漁業生産はもとより、水産加工などの関連産業の裾野も広く、地域経済に大きく貢献する重要な漁業であることから、今後も協定の下での操業機会の確保を強力に推進するとともに、<u>漁業者が希望する操業条件の実現に向けた</u>積極的な外交交渉と国による支援を<u>継続的に行う</u>こと。</u></p>	<p><b>【水産庁】</b></p> <p>1 現在、日ロ関係は全体として厳しい中にあるが、ロシアとの漁業交渉については、我が国の漁業活動に係る権益の維持・確保の観点から、<u>ロシアによるウクライナ侵略以降も、操業機会及び漁業者の要望を踏まえた操業条件等が確保できるよう対応してきたところである。</u></p> <p><b>内容変更</b></p> <p>2 ただし、ロシア側に対しては、<u>日本水域においてロシア漁船の操業による影響を受けている日本の漁業者からの要望(ロシア漁船に対する操業規制の強化等)も踏まえて対応する必要があることから、バランスのとれた交渉結果が得られるよう慎重に対応してまいりたい。</u></p> <p><b>内容変更</b></p> <p>3 <u>また、ロシア側との4つの協定等のうち、北方四島周辺水域操業枠組協定に基づく操業については、ロシアによるウクライナ侵攻以降、ロシア側は協議に応じず、関係漁業者が操業できない状況が続いている。水産庁としては、関係漁業者の操業機会の確保が重要と考えており、操業が早期に再開できるよう、外務省と連携し、引き続き対応を行ってまいりたい。</u></p> <p><b>新規</b></p> <p>4 なお、<u>北方四島周辺水域における我が国漁業者の安全操業に関しては、漁業者の円滑な操業に必要な経費を助成する「北方海域出漁者経営安定支援事業」等を、我が国200海里水域内における我が国漁業者によるロシア系さけ・ますの漁獲に関しては、同資源の保存及び管理について協力するための「さけ・ます漁業協力事業」を引き続き実施している。</u></p> <p><b>内容変更</b></p> <p><b>【外務省】</b></p> <p>1 ロシアによるウクライナ侵略を受けて、日露関係は全般的に厳しい状況にあるのは御承知のとおり。他方、日本政府としては、漁業等の実務的な取組については、漁業者の権益、また、我が国の漁業権益を踏まえ、しっかりと継続していく<u>方針</u>。</p> <p><b>継続</b></p> <p>2 こうした考え方の下、ロシアによるウクライナ侵略開始後も、漁業分野の3つの政府間協定及び1つの民間取決めに基づく操業ができるようロシア側とやり取りを重ねてきており、<u>日ソ地先沖合漁業協定、日ソ漁業協力協定、貝殻島昆布協定に基づく操業が実現</u>。</p> <p><b>継続</b></p> <p>3 <u>他方、残念ながら、北方四島周辺水域操業枠組協定については、ロシア側は我が国の対露制裁を理由に政府間協議に応じておらず、2023年以來操業が実施できていない。枠組協定は、日露間の懸案である北方領土周辺水域における北方領土隣接地域の漁業者による安全操業を実現するものであり、また、地域経済にも貢献してきた。政府としては、こうした点もしっかりと踏まえ、枠組協定の下での操業を早期に再開できるよう、引き続きロシア側に働きかけていく。</u></p> <p><b>内容変更</b></p> <p>4 引き続き、漁業者を含む関係者の御要望を踏まえながら、水産庁と連携し、安定的な操業を可能な限り支援していく。</p> <p><b>継続</b></p>
--	--

<p>2⑥ ⑥EEZ内におけるロシア大型トロール船による漁具被害の防止 我が国排他的経済水域内に入域し操業するロシア大型冷凍トロール船に対しては、沿岸漁業者の漁具被害を回避するための連絡体制を維持・継続すること。 現実的に漁具被害が発生していることから、ロシア船による漁具被害において、被害漁具復旧費の全額補償や加害船特定の有無にかかわらず補助対象とするなど、活用しやすい補償の仕組みを早急に構築すること。</p>	<p><b>【水産庁】</b> 1 漁具被害への漁業者の懸念は十分理解しており、被害を未然に防止するため、日本側からロシア側に四半期ごとに日本の漁業者の漁具設置海域を通報し、ロシア側がロシア漁船への情報伝達及び慎重な操業の指導を徹底する体制を構築している。</p> <p><b>削除</b> <u>ロシア漁船が原因と思われる漁具被害が発生した際には、ロシア側に対し、我が国漁業者の被害状況を説明し、再発防止について申し入れるとともに、</u></p> <p>2 2022年以降はロシア漁船が原因と思われる漁具被害に関する情報が寄せられていない状況ではあるが、引き続きこうした取組を継続していく考えである。</p> <p><b>削除</b> <u>ロシア側は、日本水域では慎重な操業を行い、日本側から通報のあった海域では特に慎重な操業を行うよう指導する旨を表明しており、</u></p> <p>3 なお、外国漁船による漁具被害<u>が発生した場合には、韓国・中国等外国漁船操業対策事業において、被害漁具の原状復帰のために必要な経費の1/2以内を支援することとしているところ。</u></p> <p><b>【外務省】</b> <u>ロシア・トロール船に関する日本の漁業者の懸念事項については、日ソ地先沖合漁業協定に基づく交渉において水産庁代表からロシア政府の代表に対して累次にわたり伝達してきている。</u> <u>漁具の設置位置についても、交渉の結果に基づき、在ロシア大使館及び在ウラジオストク総領事館を通じてロシア側に通報してきているが、引き続き水産庁と連携し、<u>通報体制をしっかりと維持するとともに、</u>漁具被害の防止に努めていきたい。</u></p>
<p>3① ③外国漁船の取締強化と漁業者の安全の確保 ①領海及びEEZ内における外国漁船に対する徹底した取締りの実施 サンゴ密漁船や大和堆などで繰り返される外国漁船の違法操業、スルメイカの無秩序な漁獲、日本漁船の近くでの操業及び漁場の違法占有等の事案を未然に防ぐため、海上保安庁の巡視船艇や水産庁漁業取締船の増隻及び人員増等により、我が国の領海及び排他的経済水域における外国漁船の監視・取締体制の一層の拡充強化を図ること。</p>	<p><b>【水産庁】</b> 1 水産庁では、<u>令和元年度から令和3年度</u>にかけて漁業取締船2隻を大型化するとともに2隻を増隻し、計<u>45隻</u>の漁業取締船で監視・取締活動を行っている。</p> <p><b>内容変更</b></p> <p>2 また、漁業取締船に乗船する漁業監督官等について、令和元年度から本年度までの<u>6か年</u>で、海事職を34名、その他<u>14名</u>を増員するとともに、令和4年4月に漁業取締課内に外国漁船の対応に特化した外国漁船対策室を設置した。</p> <p><b>内容変更</b></p> <p>3 外国漁船の取締りにあたっては、違法操業を防止するため、違反が頻発する海域・期間に重点的に漁業取締船・<u>取締航空機</u>を配備し、監視・取締活動を行っている。</p> <p><b>内容変更</b></p> <p>4 特に、大和堆周辺水域の我が国排他的経済水域においては、周年にわたり配備している漁業取締船に加え、我が国いか釣り漁業の漁期が始まる前の5月からは更に漁業取締船<u>等</u>を重点的に配備し、海上保安庁とも連携して対応を行っている。</p> <p><b>継続</b></p> <p>5 今後とも、漁業取締体制の更なる強化のため、取締船の装備面の強化・充実、<u>漁業監督官の増員</u>等を図り、引き続き、我が国漁業者の安全な操業を確保できるよう努めてまいりたい。</p> <p><b>内容変更</b></p>

### 【海上保安庁】

海上保安庁では、我が国の領海及び排他的経済水域において巡視船艇・航空機によるしょう戒を行い、外国漁船の動静把握に努めるとともに、違法操業を行う外国漁船に対しては、水産庁とも連携し、厳正に対処しております。

また、令和4年12月に決定された「海上保安能力強化に関する方針」に基づき、大型巡視船や航空機の増強のほか、必要な要員の確保等を推進しているところであり、外国漁船の監視・取締りに万全を期してまいります。

内容変更

3② ②外国公船や外国漁船の位置動向の監視と漁船や漁業関係機関に対する情報提供  
中国公船による我が国漁船への追尾・威嚇行為など再発防止の徹底を図ること。また、外国公船及び外国漁船団の位置や動向を監視し情報収集に努めるとともに、水産庁漁業取締船及び海上保安庁巡視船から直接、周辺で操業する漁船や関係機関へ即時に情報提供できる体制をより一層強化し、漁業者が危険を事前に回避し安全・安心に操業できるよう対策の強化を図ること。

継続

### 【水産庁】

1 中国海警局に所属する船舶が尖閣諸島周辺の我が国領海に侵入し、日本漁船に接近しようとする動きを見せた場合は、日本漁船の安全を確保するため海上保安庁が対応を行っている。また、同事案が発生した際には、外交ルートにおいても、直ちに中国側に厳重に抗議し、再発防止を強く求めている。

継続

2 水産庁は、尖閣諸島周辺水域に漁業取締船を配備し、海上保安庁と連携して同諸島領海内への外国漁船の侵入防止を図っている。なお、取締活動で得られた情報は漁業取締りに関わる情報であるため、直接漁船や関係機関に提供することは困難であるが、水産庁としては、引き続き、関係省庁と連携し、日本漁船の安全が確保されるよう、政府全体として適切に対応してまいりたい。

継続

### 【海上保安庁】

海上保安庁では、常に尖閣諸島周辺海域に巡視船を配備して領海警備にあたっており、中国海警船への対応にあたっては、相手勢力を上回る巡視船で対応するなど、万全の領海警備体制を確保し、中国海警船が日本漁船へ近づこうとする場合には、日本漁船の周囲に巡視船を配備し、漁船の安全を確保することとてあります。

また、関係省庁と緊密に連携しながら外国船舶の情報収集等を行い、尖閣諸島周辺を含む我が国周辺海域において漁業者の皆様方の安全を確保するための対策を状況に応じて適切に行ってまいります。

内容変更

3③ ③外国漁船等の避泊による地元漁業や環境に対する影響の防止  
外国漁船等の我が国海域への避泊に当たっては、台風の接近などの船舶に窮迫した危険があった場合など、やむを得ない場合のみ認めることとし、入域中の基本ルールの遵守徹底、国による指導及び監視強化並びに被害防止措置の実施等により、地元漁業や環境に対する影響を最小限に留めること。

継続

### 【水産庁】

1 外国漁船等の我が国の港への避泊にあつては、台風の接近等、荒天又は異常な気象など船舶に急迫した危難がある場合や急病人の発生など人命の安全を確保する必要がある場合等、やむを得ない緊急の場合にのみ、農林水産大臣の寄港の許可が不要となるものであり、それ以外の場合には、寄港許可が必要である旨、強く指導してきたところである。

内容変更

2 なお、外国漁船に対し、やむを得ず緊急避泊を行わざるを得ない場合には、必ず事前通報を行うよう引き続き指導とともに、廃棄物の投棄や敷設漁具の損傷等が発生することがないよう、外国漁船に対し、基本的ルールの遵守についても要請してまいりたい。

継続

3 また、緊急避泊する外国漁船による漁具被害の軽減・防止等を図るため、監視活動の実施、漁具標識の整備等の支援を行っているところである。

継続

### 【海上保安庁】

海上保安庁では、海上荒天等を理由に我が国領海又は内水に入域する外国船舶に対し立入検査を行うなどして、周囲の状況等も総合的に勘査しつつ、緊急入域の要件に該当するかどうかしっかりと確認を行っております。

そのうえで、緊急入域する外国船舶に対しては、事前に錨地に適した海域等必要な情報を提供するとともに、入域場所が他の船舶の航行に支障を及ぼしたり、設置されている漁具に被害を及ぼすおそれがある等適切でない場合は、他の水域に移動するよう指導等しております。

また、緊急入域の要件が消滅した場合には、直ちに領海外に出域するよう指導等を行っております。

引き続き、外国船舶に対し秩序ある緊急入域について指導等を行うとともに、入域海域の秩序維持を図ってまいります。

継続

<p>3④ ④北朝鮮のミサイル発射に係る安全確保 北朝鮮のミサイル発射について、<u>令和5年6月</u>には、べにずわいががにかご漁業者の操業する海域付近に落下しており、一步間違えば大惨事となつた可能性がある。 外交ルート等を通じて根本的な解決を図り、あらゆる手段を講じて阻止すること。また、警戒監視、情報収集を続け、発射の兆候・発射情報を沿岸自治体等の関係機関に速やかに提供し、漁船に搭載されたVMSの位置情報を活用するなど、的確な情報伝達、安全確認体制の構築及び緊急連絡体制の充実など安全確保への一層の強化を図るとともに、漁業者の安全確保との確な情報提供に万全を期すこと。 万が一、自国漁船が被災した場合の救援救出等について早急に検討すること。</p>	<p><b>【水産庁】</b></p> <p>1 北朝鮮による弾道ミサイルの発射は、関連する安保理決議に違反し、国民の安全に関わる重大な問題であり、政府として、引き続き、必要な情報の収集・分析及び警戒監視に全力を挙げていくとともに、米国及び韓国を始めとする国際社会とも協力しながら、関連する安保理決議の完全な履行を進め、北朝鮮の核・ミサイル計画の完全な廃棄を求めていく考えである。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: right;">新規</div> <p>2 北朝鮮から弾道ミサイルが発射された場合は、内閣官房から送付される発射情報を水産庁から直ちに漁業無線局や都道府県等へ自動転送し、漁業無線局では自動的に音声に変換し漁業無線で漁船へ伝達するシステムを導入しており、さらに水産庁から漁業無線局や都道府県を通じて漁船の安全を確認する作業も行っている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: right;">内容変更</div> <p>3 水産庁としては、引き続き漁業者の安全確保に万全を期するため、関係省庁と連携して、迅速な安全情報の提供に努めてまいりたい。 その上で、万が一、海上において被害が生じた場合には、巡視船艇等による救助をはじめ、政府一体となって、救命・救助等に全力で取り組むことになる。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: right;">内容変更</div>
	<p><b>【外務省】</b></p> <p>1 北朝鮮による度重なる弾道ミサイル等の発射は、関連する安保理決議に違反するのみならず、日本、地域及び国際社会の平和と安全を脅かすものであり、断じて容認できない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: right;">継続</div> <p>2 特に付近を航行する船舶や航空機の安全確保の観点からも極めて問題であり、漁業関係者の安全に対する懸念についても理解。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: right;">継続</div> <p>3 北朝鮮による弾道ミサイル等発射に際しては、その度ごとに北朝鮮側に対して厳重に抗議している。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: right;">継続</div> <p>4 引き続き、米国を始めとする関係国と緊密に連携し、関連する国連安保理決議の完全な履行のための協力を進めていくとともに、必要な情報の収集・分析及び警戒監視に全力を挙げ、漁業関係者を含め、国民の安全・安心の確保に万全を期していく考え。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: right;">継続</div>
<p>4 4 投棄漁具等による被害の救済 韓国漁船が日本海に放置したかご漁具や底刺し網、また沖縄、小笠原周辺の海底に点在するサンゴ網等、外国漁船による違法な操業や投棄漁具等による被害の救済のため、韓国・中国等外国漁船操業対策事業等による対策を充実、強化すること。 海底清掃の実施後も回収しきれない放置漁具が漁場に残っているサンゴ網について、除去技術の開発を図り、回収に努めること。</p>	<p><b>【水産庁】</b></p> <p>1 平成25年度補正予算において、外国漁船の投棄漁具等を回収・処分する取組等を支援するための基金を設置し、韓国・中国等外国漁船操業対策基金事業による支援を実施しているところであり、令和6年度補正予算により<u>27</u>億円を積み増したところである。また、沖縄漁業基金事業についても、同様の支援が可能となっており、令和6年度補正予算により<u>25</u>億円を積み増したところである。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: right;">内容変更: R5韓国中国20億円、R5沖縄15億円</div> <p>2 今後も暫定水域等において外国漁船の影響を受けている関係漁業者への支援を継続していく必要があると認識しており、引き続き、必要な額の確保を含め、影響緩和に努めてまいりたい。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: right;">継続</div>

## VII 海洋性レジャーとの調整等について

### R7年度提案趣旨

海面は、漁業と同時に遊漁や遊泳、ダイビングなど様々なレジャーでも利用されていますが、特に遊漁船やプレジャー・ボート等の船舶を使用した遊漁は、漁場への集中による操業の支障、漁具や養殖資材の破損、さらには資源管理に対する悪影響が懸念されることから、漁業制度や遊漁マナーの啓発、遊漁者の資源利用実態把握と資源管理を行わせる体制整備が求められています。

プレジャー・ボート等には運行に係る安全性の確保及び漁具への被害の防止が必要であり、利用者に対する保険加入の義務付け、物損被害への補償の充実や、利用者の把握のための組織化が必要です。

操縦免許・船舶検査が不要なミニボート（登録長3m未満、出力1.5kW未満、プロペラによる身体障害防止機構あり）は、耐航性や他船からの視認性が低いという特性を認識しないまま沖合への出航や夜間航行、船舶の輻輳する港の周辺での遊漁などを行っており、ミニボートによる海難事故が発生していることから、規制強化も含めた法改正を視野に入れた効果的な対策を講じる必要があります。

一方、機動性の高いプレジャー・ボートや水上オートバイ等については、急回転等の危険走行、港内での遊走、漁船や養殖施設への接近等、マナーの悪い利用者が増えており、無謀な操船で海難事故が頻発しているところです。

つきましては、漁業と海洋性レジャーとの適切な調整を図るため、次の事項について要望いたします。

R7年度提案	回答、状況等
<p>1 ① 1 遊漁と漁業の調整</p> <p>① 遊漁マナーと漁業の基本的な考え方に関する積極的な広報等の実施</p> <p>ア 地域における円滑な漁場の利用調整を支援し、密漁や操業トラブルの未然防止を図るため、遊漁マナーと漁業制度の基本的な考え方方が当事者だけでなく社会的コンセンサスとして國民に広く認知されるよう、漁業関係団体に加え、日釣振や全釣協、日本スポーツフィッシング協会などの全国レベルの遊漁団体と協力してイベントの実施やマスメディア等の媒体も活用した積極的な広報等の施策を講じること。</p> <p>イ 遊漁者による釣果物やゴミの投棄等に対する罰則の強化やガイドラインの策定などの環境保全対策を講じるとともに、漁業者や地元住民とのトラブルを防止するための枠組みを構築すること。</p> <p>ウ より手軽に、情報を発信出来る仕組み作りとして、その場でスマホをかざせば海辺の利用に関するマナー（遊漁ルール、駐車場、ごみ集積所等）についての案内が出るようなアプリ開発と普及を、国が中心となって実施すること。</p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 遊漁のルールやマナーを広く國民に周知するため、水産庁ではHPに「遊漁の部屋」を設けるほか、釣りを含めた遊漁に関するルールの周知、マナーの向上を目指してパンフレットを作成し、釣りの各種イベントや遊漁団体が行う講習会で配布するなど、直接、普及・啓発を行うとともに、遊漁団体や釣りメディア等を通じて呼びかけを行っているところである。</p> <p>2 また、遊漁者と漁業者のトラブルを防止する取り組み事例の一つとして、静岡県西伊豆町では、「海釣りGO！」というアプリで漁港内釣り場の管理を行っており、その中でルールの周知を行っているような事例もあることは承知している。</p> <p>3 引き続き、<u>遊漁船業法に基づく協議会の活用を推進するとともに</u>、遊漁団体、釣りメディア等と連携して遊漁のルールやマナーについて効果的な広報ができるよう、<u>努めてまいりたい。</u></p>

継続

継続

内容変更

<p>1② ②スピアフィッシングに対する規制強化 漁船や小型船舶の航行安全及びスピアフィッシング愛好者の生命の安全確保の観点から、スピアフィッシングの実態把握や組織化を推進するとともに、スピアフィッシング利用者に対し、衝突事故防止のための目印となる標識等の設置を義務付け、<u>各地域のルール順守や安全教育、資源管理意識の醸成など</u>の指導・普及啓発を強化すること。</p>	<p><b>【水産庁】</b> 1 <u>ヤス等を用いて目的物を突き刺して採捕する</u>スピアフィッシングについては、各都道府県で定めている漁業調整規則において、遊漁者等が使用できる漁具・漁法については制限が課されている。</p> <p>2 スピアフィッシングを含む個別の遊漁の取扱いや規制のあり方については、漁業調整規則を所管する各都道府県に相談されたい。また、漁場の使用に関する紛争の防止等の観点から海面利用協議会や委員会指示の活用も可能であるところ、各都道府県の実態に即した対応を検討されたい。</p> <p>3 なお、水産庁においては、遊漁者からの問い合わせに対応するとともに、<u>HPに「遊漁の部屋」を設けているほか、都道府県の</u>関係法令の遵守等に関する「遊漁のルールとマナー」のパンフレットを作成し配布しているところであり、遊漁団体等とも連携し、釣り教室などにおいて遊漁者への指導や普及啓発に努めているところである。</p>
<p>1③ ③遊漁者の資源利用の実態把握 国の責任において、プレジャーボート等を利用する遊漁者による採捕の実態把握を早急に進めるとともに、漁業者の主要な漁獲対象である魚種について、法整備等により釣獲実績報告を義務化させ、資源利用の実態を把握し、資源評価に活用するなど適確に管理する制度を創設すること。</p>	<p><b>【水産庁】</b> 1 遊漁に対する資源管理措置の導入が早急に求められているクロマグロについて、プレジャーボートを利用する遊漁者を含む全ての遊漁者に対して、令和3年6月以降、大型魚の採捕報告を義務付けたほか、<u>令和8年4月から遊漁者や遊漁船・プレジャーボートに対する届出制を導入することとしている。</u></p> <p>2 クロマグロ以外の魚種については、アプリや遊漁関係団体の自主的取組等を活用した遊漁における採捕量の情報収集の強化など、遊漁者が資源管理に取り組みやすい環境の整備に努めている。</p> <p>3 漁業におけるTAC管理導入の進展等に応じ、漁業者からは遊漁による採捕量把握や管理強化が強く求められているところであり(マダイ、キンメダイ、ブリ等)、<u>関係者と連携しつつ、採捕量等の情報収集・推計に取り組んでいく必要があると認識している。</u></p>
<p>1④ ④遊漁者に資源管理を行わせる体制整備 漁業と遊漁の問題は、漁業調整規則と海区漁業調整委員会指示で対処できる採捕行為の問題にとどまらず、資源管理及び沿岸漁場の秩序維持全般に多大な影響を及ぼしている。 漁業者に対する操業規制との公平性を担保する観点から、遊漁者の組織化及び遊漁者に資源管理を行わせるための法制度や体制の整備を進め、全国的な資源管理のルール導入を図ること。 都道府県域を超えて活動する遊漁の特性を踏まえ、国が主体となって遊漁の組織化を推進するとともに、将来的に全国一律の制度化を検討すること。</p>	<p><b>【水産庁】</b> 1 遊漁船やプレジャーボートを利用する遊漁者の組織化については、毎年、都道府県遊漁・海面利用業務担当者に対して調査を実施し、実態を把握するとともに、都道府県に対して組織化を促しているところである。</p> <p>2 また、<u>遊漁船業法における協議会制度については、都道府県知事が当該都道府県の区域内の遊漁船業者、漁業者、漁協等を構成員として組織することができ、協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならないこととされている。</u>これを有効に活用し、地域の実情に応じた水産資源の管理や理解醸成について努めていただきたい。</p>
<p>1④ ④遊漁者に資源管理を行わせる体制整備 漁業と遊漁の問題は、漁業調整規則と海区漁業調整委員会指示で対処できる採捕行為の問題にとどまらず、資源管理及び沿岸漁場の秩序維持全般に多大な影響を及ぼしている。 漁業者に対する操業規制との公平性を担保する観点から、遊漁者の組織化及び遊漁者に資源管理を行わせるための法制度や体制の整備を進め、全国的な資源管理のルール導入を図ること。 都道府県域を超えて活動する遊漁の特性を踏まえ、国が主体となって遊漁の組織化を推進するとともに、将来的に全国一律の制度化を検討すること。</p>	<p><b>削除 (VII-1 ③参照)</b> <u>なお、遊漁船業と漁業の兼業率は7割以上であることに加え、漁協の中には遊漁船部会が設置されている場合があると認識している。このような既存組織や前述の遊漁船業に関する協議会なども活用して資源管理の重要性や遊漁採捕量把握の必要性、資源の持続的利用のためのルールなどについて意見交換、情報共有を行っていく必要があると考えており、引き続き、都道府県や関係団体と連携して検討していきたい。</u></p>

<p>2① 2 プレジャーボート等の運航に係る安全性の確保と漁業被害の防止      ①プレジャーボート利用者に対する賠償責任保険加入義務化      プレジャーボートの事故発生率は自動車より高いことから、プレジャーボート利用者に対し、漁業被害を想定した賠償責任保険への加入を義務化すること。また、法制化に当たっては、漁業被害を想定し、対人のみならず、休漁、漁具等の物損被害の補償を充実させること。      さらに、義務化できるまでの間、任意保険加入率向上に係る施策を強化すること。</p>	<p>【水産庁】      1 プレジャーボート等は国土交通省が所管しているため、ご要望にある保険加入の義務付けについては、国土交通省にお伝えしたい。</p> <p>2 なお、日本漁船保険組合においては、漁業者保護の観点から5トン未満のプレジャーボートを対象に、任意保険事業として、プレジャーボート責任保険を取り扱っている。</p> <p>3 この保険においては、対人のみならず、休漁補償や漁具等の物損被害についても補償の範囲としている。</p> <p>4 また、同組合では、プレジャーボート責任保険への加入促進のため、全国各地の漁協を介して、プレジャーボート所有者にチラシの配布等を実施しており、今後とも加入隻数の増加に向け、加入促進活動を積極的に展開していくこととしている。</p>
	<p>【国土交通省海事局】      令和6年末の保有台数が約8,300万台、事故発生件数が約29万件の自動車等においては、法律に基づき保険への加入が義務付けられていますが、その補償対象は運転によって人の生命又は身体が害された場合における対人賠償を補償するのみです。      他方、令和6年末のプレジャーボートの保有隻数は約20万隻、海難事故は865件であるところ、年間の事故件数や、自賠責制度の補償の範囲を踏まえると、漁業被害を想定した対物賠償や休漁補償を含む保険加入義務付けの法制化は困難と考えられます。      なお、プレジャーボートには対人賠償、対物賠償、捜索救助費用等が補償内容となっている任意保険があり、これに加入することによって、漁業被害を含む補償を担保することができます。      人的・物的被害者保護の観点、マリンレジャーの健全な発展の観点から、保険への加入率の向上は業界全体の課題であると認識しており、国土交通省では関連団体を通じ、販売店に対してプレジャーボート購入者へ保険制度の周知を行うよう指導しております。      今後とも、プレジャーボート保険の加入促進に向けて官民を上げて取り組んでまいります。</p>
<p>2 ②利用者の組織化によるマナーの周知徹底      法令や規則、マナーの周知徹底を図るため、プレジャーボート利用者の把握や組織化を推進し、漁業の妨げにならない実効性のある対策を実施すること。      また、無謀な操船や海難事故が頻発している水上オートバイについても、免許取得後、法令や規則、マナーの周知徹底を図るため、継続的に研修を受講させること。利用者の把握や組織化を推進し、漁業の妨げにならない実効性のある対策を実施すること。</p>	<p>【水産庁】      1 プレジャーボートや水上オートバイ等の運航に係る安全性の確保については、国土交通省が担当しており、ご要望の内容については、国土交通省に伝えることとしたい。</p> <p>2 プレジャーボート等が漁業の妨げになっているとの指摘を踏まえ、水産庁ホームページにおいて、マリンレジャー関係者に向けた遊漁・海面利用の基本的なルールやマナーの情報に加え、海上保安庁が作成したマリンレジャーの安全啓発のための情報を掲載するなど、周知を図っている。更に、プレジャーボート愛好者等に対する効果的な周知方法等について、マリンレジャー関係団体と意見交換を行っているところである。</p>

3 また、漁港区域内の放置艇の隻数は、令和4年度に水産庁及び国土交通省が実施した全国実態調査において1.8万隻と、前回調査時(平成30年)と比べ約4千隻減少している。

このような中、地域にとって支障となる放置艇については概ね10年程度を目途に解消できるよう、令和6年3月に、水産庁及び国土交通省において「三水域(港湾・河川・漁港)におけるプレジャーボートの適正な管理を推進するための今後の放置艇対策の方向性」をとりまとめたところであり、具体的な対策として、

- ① 係留・保管能力の向上
- ② 効果的な規制措置の実施
- ③ 水域管理者等による監督の推進
- ④ 放置艇の新規発生を防ぐ予防的措置の実施
- ⑤ 広域的な対策の推進

を示しているところである。

水産庁としては、今後とも、放置艇を係留・保管するための収容施設の整備や既存施設の有効活用等により、地方自治体の放置艇対策を支援してまいりたい。

継続

#### 【国土交通省海事局】

小型船舶操縦士免許の取得又は更新に際しては、教本や視聴覚教材を用いて、関係法令や規則等を習得させるための教育を行っております。

また、小型船舶操縦者の遵守事項について、地方運輸局等が、[関係省庁等](#)と協力して、全国各地のマリーナ等を巡回して違反の取締りを行うとともに、各地で開催されるボートショーなどにおいてリーフレットの配布等による周知啓発に取り組んでおります。

加えて、毎年4月から8月に関係省庁・団体と連携して実施している「小型船舶に対する安全キャンペーン」において、発航前検査の実施や船外機の適切な点検・整備を促すリーフレットを使用して啓発に努めるなど、プレジャーボートの安全確保に向けた取組を行っております。

なお、ミニボートユーザーに対しては、ボートの製造・販売を行っている業界団体に加盟している事業者が販売時に「ミニボート安全ハンドブック」を同封し、海上交通ルールの順守等を周知しており、国土交通省としても、HPに「ミニボートに乗る前に知っておきたい安全知識と準備」のパンフレット及び安全啓発動画を掲載し周知するとともに、各地で開催されるボートショーなどボートユーザーが多く集まるイベント等において安全講習会の実施に協力するなど安全啓発を実施しているところです。

国土交通省としましては、これらの活動を通じて、小型船舶操縦士のマナー向上を図り、漁業関係者とプレジャーボート利用者の共生に引き続き努めて参ります。

継続

小型船舶操縦免許証には5年間の有効期間が設定されており、その更新の際に、関係法令や規則に関する最新の知識等について更新講習を受講させることにより、これらの知識等を継続的に習得させています。これに加え、小型船舶操縦者の遵守事項に違反した者に対しては、違反点数を付与するとともに、安全意識の徹底のための再教育も実施しております。

また、毎年4月から8月に関係省庁・団体と連携して実施している「小型船舶に対する安全キャンペーン」において、水上オートバイに乗る際に遵守すべき事項や船舶番号の適正な表示を促すリーフレットを使用して啓発に努めるなど、一層の安全確保に向けた取組を行っております。

さらに、水上オートバイについては、メーカー直営販売店などで組織化された全国NPO法人パーソナルウォータークラフト安全協会(PWSA)において、ユーザーに対して安全に係る周知啓発活動を実施しており、国土交通省もその活動を促進しているところです。

また、国土交通省においては、ボートユーザーが多く集まる全国のボートショーなどのイベント等において、安全啓発に係る周知活動を実施しているところであります。

国土交通省としましては、これらの取組を通じて、水上オートバイの操縦者に対する周知啓発に努めてまいります。

継続

<p>3① 3 ミニボート等による危険行為の防止 ①安全航行のための制度改正と反射板等装置の必置 海面利用者相互の安全を確保するため、海面における夜間航行の禁止、航行区域(距離)の制限、年齢制限、安全装置の義務化などの制度改正に取り組むとともに安全航行や漁船との衝突事故防止のため目印となる旗やレーダー反射板を掲げることやポールを立てる装置等の設置を義務化すること。</p> <p>安全対策上の制度創設等に当たっては、国土交通省、水産庁等関係機関が今後とも、より一層協力しながら行うこと。</p>	<p><b>【水産庁】</b></p> <p>1 船舶の安全については一義的には国土交通省が担当しており、ご要望の内容については、国土交通省に伝えることとしたい。</p> <p>2 ミニボート等が漁業の妨げになっているとの指摘を踏まえ、水産庁ホームページにおいて、マリンレジャー関係者に向けた遊漁・海面利用の基本的なルールやマナーの情報に加え、海上保安庁が作成したマリンレジャーの安全啓発のための情報や船舶の安全を所管する国土交通省が「ミニボートの安全対策の実施」を定めている交通安全業務計画を掲載するなど、周知を図っている。更に、プレジャーボート愛好者等に対する効果的な周知方法等について、マリンレジャー関係団体と意見交換を行っているところである。</p> <p>3 今後も、国土交通省等関係機関と協力し、当該マニュアルの浸透を軸とした遊漁者等への啓発・普及活動を推進してまいりたい。</p>
	<p><b>【国土交通省海事局】</b></p> <p>ミニボート(長さ3m 未満かつ機関出力1.5kW 未満)は、低出力・低速で航行できる区域が限られることから、船舶検査及び小型船舶操縦免許が不要で、手軽に楽しめるため我が国マリンレジャーの裾野拡大の一翼を担っており、利用者の安全意識の向上を図るよう次のような安全対策を推進しております。</p> <p>国土交通省では、ミニボートによる海難事故を減少させ安全・安心な利用環境整備を推進することを目的として、学識経験者、業界関係者及び行政機関で構成する委員会において策定した指針を基に作成したマニュアル「ミニボートに乗る前に知っておきたい安全知識と準備」及び動画をHPに掲載するとともに、業界団体を通じて周知を図っております。(当該マニュアルでは、3m 以上の高さで目印となる旗やレーダー反射板をたてることを推奨しており、メーカーもこれらの装置の取付けを進めております。)</p> <p>また、関係団体はHPに、ミニボート製造事業者は販売時に「ミニボート安全ハンドブック」を掲載・同封するなどの活動を実施しております。(当該マニュアルでは、夜間や暗い未明に出航しないことや、他船に気付いてもらえるよう、ボートに目立つ旗を高く掲げておくことを推奨しております。)</p> <p>このような取組みを継続し、今後とも、誰もが安全に安心して海で遊べるための総合的な安全情報を提供できるよう、官民が連携し取り組んでまいります。</p>
<p>3② ②安全講習の義務化と円滑な救難活動のための所有者把握 ミニボート等(SUPを含む)を販売する際に、「操縦や安全性についての講習受講」を義務付けるとともに、インターネット購買者も含めた販売条件とするよう、ボート製造・販売業界を強く指導するとともに、円滑な救難活動を行うために購入者の氏名や連絡先の情報を把握できる実効性のある方策を、早急に検討すること。</p> <p>海難事故に伴うボートの漂流などがあった場合、利用者が不明のため、救難活動等に支障を及ぼす恐れがあることから、円滑な救難活動のためにも、登録制度や組織化、検査制度など実効性のある対策を実施すること。</p>	<p><b>【水産庁】</b></p> <p>1 船舶の安全については一義的には国土交通省が担当しており、ご要望の内容については、国土交通省に伝えることとしたい。</p> <p>2 ミニボート等が漁業の妨げになっているとの指摘を踏まえ、水産庁ホームページにおいて、マリンレジャー関係者に向けた遊漁・海面利用の基本的なルールやマナーの情報に加え、海上保安庁が作成したマリンレジャーの安全啓発のための情報や船舶の安全を所管する国土交通省が「ミニボートの安全対策の実施」を定めている交通安全業務計画を掲載するなど、周知を図っている。更に、プレジャーボート愛好者等に対する効果的な周知方法等について、マリンレジャー関係団体と意見交換を行っているところである。</p> <p>3 今後も、国土交通省等関係機関と協力し、当該マニュアルの浸透を軸とした遊漁者等への啓発・普及活動を推進してまいりたい。</p>

### 【国土交通省海事局】

ボートの製造・販売を行っている業界団体に加盟している事業者では、ミニボート販売時に「ミニボート安全ハンドブック」を同封して、ミニボートの特性、海上交通ルールの遵守、海難事故予防などについて周知しています。

しかしながら、外国メーカー製の販売やインターネットによる個人売買等を全て把握し、その購入者に対して周知することは困難であることから、業界団体では、ミニボートに関する安全対策等を習得させる目的で、全国の登録小型船舶教習実施機関と連携し、誰でも参加できるミニボート講習会を案内しています。

国土交通省においても、HPに「ミニボートに乗る前に知っておきたい安全知識と準備」及び安全啓発動画を掲載し周知するとともに、ミニボートユーザーが多く集まるイベント等において安全講習会の実施に協力するなど安全啓発を実施しているところであり、引き続き、業界団体と連携して安全啓発活動に取り組んで参ります。

継続

漂流したミニボートが、救難活動に支障を及ぼすことがないよう、海上交通のルールやミニボート乗船時の注意事項等を守り、適切に利用して頂くため、国土交通省では、業界団体と連携し、安全啓発活動に取り組んでいます。

漂流しているミニボートの利用者を特定するために、国土交通省では、HPに掲載している「ミニボートに乗る前に知っておきたい安全知識と準備」において、ミニボートに連絡先を記載しておくことを推奨し、万が一流出した場合に海上保安庁へ連絡することを案内しています。

なお、国による船舶の登録制度については、売買時のトラブルの防止や信用販売の円滑化等を図るほか、放置艇の適正な保管場所への誘導や不法投棄の未然防止のために実施しているものですが、財産価値が低いこと等の理由から、小型で小馬力の船舶などは、対象外としています。

また、ミニボートは、構造・設備に起因する事故は少なく、航行できる水域が限られることから、船舶検査の対象とする必要性は低いと考えています。

いずれにせよ、ミニボートの海難事故の減少に向け引き続き実効性のある対策を検討実施していきたいと考えています。

継続

### 【水産庁】

1 ミニボート等は国土交通省が所管しているため、ご要望にある保険加入の義務付けについては、国土交通省にお伝えしたい。

継続

2 日本漁船保険組合のプレジャーボート責任保険は、漁港等に保管又は係留されている5トン未満のプレジャーボートが対象であり、スポーツやレクリエーション用のミニボートは当該責任保険の対象になっている。

継続

3 なお、漁船等と衝突した場合に漁船等の被害が大きくならないため、ゴムボートはプレジャーボート責任保険の対象となっていないが、船底がFRP成型されている推進器付きゴムボートについては、漁船等の被害が大きくなる恐れがあるため、漁業者保護の観点から当該責任保険の対象となっているところである。

継続

4 プレジャーボート責任保険は、漁船保険事業の実施に支障のない範囲において、日本漁船保険組合が行う任意保険事業であるため、ご要望にある保険加入対象の拡大については、日本漁船保険組合にお伝えしたい。

継続

継続

【国土交通省海事局】

ミニボートが船体、漁具、積荷などに損害を与えてしまった場合や、定置網や海産物などの漁業用施設に損害を与えてしまった場合等の「対物賠償」や、ボートに乗っている人が落水して見つからず捜索してもらった場合の「捜索救助費用」等については、現行のプレジャーボート保険の制度で対応できると考えております。

また、ミニボートの利用者に対しては、プレジャーボート保険への加入を促すことを含めて安全啓発を行っている(パンフレットの配布等)ところ、今後も保険への加入率向上に向けて取り組んでまいります。

なお、プレジャーボート保険については、様々な損害保険会社等が提供しているところ、「船底がFRP成型されていない推進器付きゴムボート」を対象としているかは保険商品により異なるため、各保険会社にお尋ねいただければと思います。

継続